

食肉部卸売業者が行う第三者販売に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場業務条例第41条の規定により、卸売業者が売買参加者以外の者に対して行う卸売（以下「第三者販売」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(申請手続)

第2条 京都市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第44条第2項の規定による許可の申請は、第1号様式により行うものとする。

2 前項の申請について、年間を通じ計画的に第三者販売をしようとする卸売業者は、第三者販売をしようとする月の10日前までに第2号様式により市長に申請するものとする。

(取引内容)

第3条 規則第44条第1項第4号に規定する市場における取引の活性化のために資するものとして別に定める場合は、食肉の輸出を行うときとする。

(許可)

第4条 市長は、第2条の申請があった場合、当該申請が規則第44条第1項各号のいずれかに該当するときに限り、許可するものとする。

2 市長は、前項の許可に際して必要があると認めるときは、関係業者の意見を聴くことができる。

(届出等)

第5条 規則第44条第3項の規定による届出は、前月中の実績を毎月10日までに第3号様式により行うものとする。

2 市長は、前項の内容に関して必要があると認めるときは、関係業者の意見を聴くことができる。

3 卸売業者は、第三者販売を行ったときは、その旨を販売原票に記載しなければならない。

(その他)

第6条 第三者販売の取扱いについて、この要綱によることが困難な場合は、その都度市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

食肉部卸売業者が行う第三者販売に係る許可申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
京都市中央卸売市場第二市場卸売業者 名称及び代表者名	

<p>京都市中央卸売市場業務条例第41条の規定により，下記の物品について，売買参加者以外の者に対する卸売の許可を受けたいので，京都市中央卸売市場業務条例施行規則第44条第2項に基づき申請します。</p>	
卸売の相手方の氏名又は名称	
品 目	
重 量 (kg)	
産 地	
出荷者の氏名又は名称	
卸売をしようとする理由	<input type="checkbox"/> 1 入荷量が著しく多く，又は品目，品質が特殊であるため残品を生じるおそれがある。 <input type="checkbox"/> 2 残品が生じた。 <input type="checkbox"/> 3 本市場からの供給に依存している周辺地域の卸売業者に対して卸売をする。 <input type="checkbox"/> 4 輸出するため。

注) 該当する□にV印を記入してください。

食肉部卸売業者が行う第三者販売に係る許可申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
京都市中央卸売市場第二市場卸売業者 名称及び代表者名	

京都市中央卸売市場業務条例第41条の規定により、下記の物品について、売買参加者以外の者に対する卸売の許可を受けたいので、京都市中央卸売市場業務条例施行規則第44条第2項に基づき申請します。	
卸売の相手方の氏名又は名称	
品 目	
重量 (kg)	
販売予定年月	販売計画書のとおり
産 地	
出荷者の氏名又は名称	
卸売をしようとする理由	輸出するため

注) 年間の販売計画を記入してください。

第三者販売計画書

年 月	販 売 先 国	品 目	重 量 (kg)
年			
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
1 0 月			
1 1 月			
1 2 月			
年			
1 月			
2 月			
3 月			

食肉部卸売業者が行う第三者販売に係る卸売の届出書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日	京都市中央卸売市場業務条例第41条の規定により、下記の物品について、売買参加者以外の者に対して卸売をしたので、京都市中央卸売市場業務条例施行規則第44条第3項に基づき届出します。
京都市中央卸売市場第二市場卸売業者 名称及び代表者名		

販売日	卸売の相手方の氏名又は名称	枝肉番号	品 目	重量 (kg)	卸売価格	産地及び出荷者の氏名又は名称	卸売理由 (※)

(※) 該当する番号を記入してください。

- | | |
|--|-----------|
| ① 入荷量が著しく多く、又は品目、品質が特殊であるため残品を生じるおそれがある。 | ② 残品が生じた。 |
| ③ 本市場からの供給に依存している周辺地域の卸売業者に対して卸売をする。 | ④ 輸出するため。 |